

地名 散歩

第114回 「返り点」を付けて読む地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

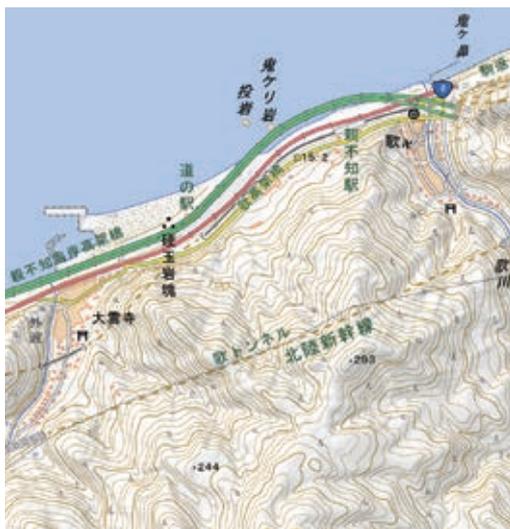
北陸道随一の難所といえば、新潟県の最西端に位置する親不知^{おやしらず}である。明治に入ると「鉄道の時代」で北陸本線が建設されるのだが、あまりに険しい地形に工事は難航した。全線開通は元号が変わった大正2年(1913)にずれ込んだが、その概要を知るのに最適なのが『日本鉄道請負業史』の明治篇(鉄道建設業協会)である。鉄道のない時代の北陸道がどれほどの難所であったか、その記述は迫力満点なので少し長いが引用する。

「この難所は新潟県の西隅、富山県との境界に近き地点に在り、乗鞍山脈^{ぎが}の巍峨^{てんけん}たる山脚が日本海に突入せる所で古来北陸第一の天険地と称せられ、市振より歌を経て青海に至る四里の間は断崖絶壁^{じか}直に海に迫り、道路開設不可能なりしたため往時旅人は波打際を通行した。風波穏かなる日には砂浜幅七、八間、所

により半町一町〔約54～109メートル〕もあるが、風波起れば狂瀾〔荒波〕直に絶壁に打かけ通路は跡かたもなくなる。その中にてても特に五、六町の間は別して通路狭く難所中の最難所にして偶然にも絶壁の根元十間置き位に穴いくつもあり、波激しき時旅人はこの穴に走り入り、波の引く瞬間に走り過ぎ、次の穴に入って波を避ける」

という具合で誰もが命懸けで通過するため、親も子もお互いを顧みる余裕がまったくないことから、親不知・子不知という通称地名が定着した。ある商人などは急用のため悪天候の中を無理に通過しようとしたが激浪が止まず、避難した穴からなかなか出られずに8日間も閉じ込められたという。

大正元年(1912)にこの区間が開通した際に設置されたのが親不知駅である(現えちご



新潟県西端の難所・親不知。北陸本線はかつて現在より海に近い断崖絶壁をたどっていた。北陸自動車道は海上を高架橋で通過。「地理院地図」令和3年8月10日ダウンロード



常陸と陸奥の国境に置かれたという勿来関にちなんで窪田村は勿来町と改称、のち勿来市(現いわき市)に。茨城県側には関本の地名がある。1:200,000「白河」昭和31年編集

トキめき鉄道)。所在地は歌という珍しい地名で、聖徳太子が大きな岩に歌を彫った伝承もあるが、駅構内が隣の大字外波に跨がっていることもあってか、知名度の高い親不知としたのかもしれない。不知を「知らず」と読むには返り点が必要だが、漢字文化圏としての歴史が長い日本にはその種の地名が多くはないが存在する。

返り点を付けて読む地名には「不」の字が多い。知名度が高いものでは東京・上野の不忍池だろうか。有名ながら起源は不詳で、上野の山(台地)を指す忍岡に関連するともいうが、なぜ「忍ばず」なのかは不明だ。全国的に有名なのは熊本県南部の不知火海だろうか。日本武尊の父である景行天皇が九州巡行の際、怪しい火を認めて「あれは何だ」と問うても知る人がなかったため不知火の名が付いたとされている。実際には一定の気象条件下で漁火が異常屈折して見えるのだそう。平成17年(2005)まで熊本県宇土郡不知火町がおそらく日本唯一の「返り点で読む自治体」であったが、現在は宇城市内となっている。

埼玉県には不老川という小さな川が流れている。地名辞典などには「としとらずがわ」の見出し語で掲載されているが、地元の人に聞けばおおむね「ふろうがわ」と呼んでいるようだ。武蔵野台地を流れる入間川(荒川水系)の支流で、分厚い砂礫層のため冬は渇水、伏流していることが多いため「年を越して流れない」ことから不老川の名が付いたとされる。誰もが元日に1つずつ年齢を重ねていた数え年ならではの命名だ。フロウと音読されるのは、おそらくトシトラズが言いにくいからだろう。

関東から静岡県にかけて数か所点在しているのが不入斗という地名で、横須賀市不入斗町は「斗」が数える意であることから、数えるほどにもない不毛の土地、もしくは租税対象でない土地といった解釈があるそうだ。千葉

県には市原市、富津市、南房総市(旧富山町)の不入斗もおおむね貢租免除地に関連する由来が伝わっている。いずれも古代から中世に遡る古い地名だ。現在の東京都大田区にも不入斗はあった。明治22年(1889)の町村制施行で新井宿との合併で合成地名の荏原郡入新井村(大正8年から入新井町)の大字不入斗となったが、昭和7年(1932)に東京市内に編入された際に大字名が消滅して大森区入新井となり、さらに戦後の同39年から大森北、大森本町に再改称されて「入」の字も消えて完全消滅してしまった。

不の字に比べればずっと少ないが、無のつく「返り点地名」もある。私が20年ほど前に訪れたのが山形県鶴岡市、庄内平野のまん中に位置する旧藤島町の無音だ。知らなければ読めないが、村の北西側にかつて沼があって、ここを通る際には沼の主には知られないように一切音を立てずに(喚ばらず)通ったことに由来すると聞いた。

福井県の若狭湾に近い無悪も超難読地名だろう。このように「意味の強い漢字」が用いられた地名は何らかの物語を伴うことも多く、嵯峨天皇がらみの伝承(詳細は省くが「嵯峨なし」の転)もあるというが、いかにもこじつけだ。サカナシと読む地名では阿蘇の坂梨のように坂を成した場所の可能性はあるが、それでも「悪が無い」という字使いはどんな脈絡で成立したのだろうか。

返り点ではないが、福島県いわき市には勿来の地名と常磐線勿来駅がある。常陸国の海辺から陸奥国へ入る場所にあったとされる勿来関にちなむ。蝦夷に対する守りだから、読み下せば「来る勿れ」である。関所の実態は不明だが、遠い奥州を遙かに想う歌枕の地として名高かったため、窪田村に設置された駅名も当初から勿来を名乗り、その後は勿来市も誕生した(昭和41年に合併、現いわき市)。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.776
2021 September



表紙写真

「湖畔をひとり占め」

第36回写真コンクール銀賞(自由部門)
小川 哲也●埼玉会

気持ち良く晴れた休日
とある湖畔にて
娘はお気に入りのハンモックを広げる
のんびりと見渡す
きれいな青空 深い緑の木々
穏やかに広がる 湖畔をひとり占め

地名散歩 今尾 恵介

03 常任理事就任の挨拶

07 国国会図書館 調査と情報—ISSUE BRIEF— No.1135 (2021.2.4)

電子契約・電子署名の概要と課題 I

国国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 鈴木 絢子

10 事務所運営に必要な知識

一時代にあった資格者であるために一

第77回 地籍DX (デジタル・トランスフォーメーション)と宇宙システムの利用②
低価格化した測位受信機と高精度測位補正サービスを活用した問題の解決に向けて
一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構(JSS)利用開拓部長 浅里 幸起

14 測量・地理空間情報イノベーション大会2021

16 土地家屋調査士制度制定70周年対談企画

「日本の測量・地籍と土地家屋調査士への期待」①

20 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.91

東京会/京都会

23 土地家屋調査士新人研修修了者

関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

25 ∞ 全国土地家屋調査士政治連盟 ∞

未来へつなく

26 土地家屋調査士賠償責任保険募集中

27 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

28 【重要】令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修 延期のお知らせ

29 会務日誌

30 公嘱協会情報 Vol.151

32 国民年金基金

34 土地家屋調査士名簿の登録関係

35 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap

36 ちょうさし俳壇

37 日調連ウェブサイト更新情報

38 編集後記

常任理事就任の挨拶

常任理事・総務部長就任のご挨拶

総務部長 きたむら ひでみ
北村 秀実



近畿ブロック協議会から推薦をいただき、常任理事を拝命いたしました滋賀会所属の北村秀実です。連合会理事3期目で初めて総務部を担当いたします。この二年間はコロナ禍における定時総会の運営に注目の集まった総務部ですが、総務＝何でも屋といわれる幅広い職務をこなしてこられた前山本憲一部長の取り組み姿勢を見てきましたし、その重責を痛感するところです。会務は待ってくれませんし、もちろん停滞させることはできません。

しかし、半歩立ち止まって総務部新入り理事の目線で連合会を見渡してみる必要があるということを常に自分に言い聞かせようと思います。

第78回定時総会ではコロナ禍等非常時の総会の運営や法人会員の会費について、多くの会からご質問をいただき、規則整備検討についてのお約束をしております。また、紙幅の関係で一つだけ申し上げると、土地家屋調査士会からの照会・問い合わせへの回答は総務部が担当しています。その数は年間200件を超え、連合会からの説明が不十分であることに起因する、問題や不信感が生じないよう速やかな手続きを心掛けたいと思います。私は約20年間土地家屋調査士会ADRに取り組んできましたが、そこで学んだ「傾聴」「対話」「創造」を総務部でも役立てていきたいと思っています。会員の皆様には、まだ何の実績もない新米総務部長からの身勝手なお願いですが、是非、ご意見、ご指導、そして応援をお願いしたいと思います。今後の全国会長会議等、各種会議でお話しできることを楽しみにしております。

今期は、高倉健次長、菅原淳次長、市川栄二理事、そして総務担当・庶務担当・登録担当の職員7名と一緒に、全力で事業に取り組む所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

常任理事・財務部長就任のご挨拶

財務部長 おおくぼ ひでとも
大久保 秀朋



この度、常任理事(財務部長)に就任いたしました、香川会所属の大久保秀朋と申します。連合会役員に就任することでさえ重責だと感じていたのですが、今期財務部長という大役を仰せつかることとなりました。

岡田会長の下、土地家屋調査士制度の発展、会員の皆様の社会的地位の向上に資するため、連合会の事業が円滑に遂行されるように財務の執行の側面から尽力してまいります。

財務部にとって重要なことは、皆様からお預かりさせていただいた会費の適正な執行と健全な財務基盤の確立であると感じています。また、その財政のあり方が、全国の会員の皆様に還元され、享受されているかという意識を持って務めてまいります。

加えて福利厚生、親睦事業についても財務部が会員の皆様に働きかけのできる重要な事業であると考えていますので、より充実したものとなるよう取り組みたいと思います。

担当の鈴木貴志副会長、広島会の川西次長、栃木会の東野次長の財務部の頼もしいメンバーと共に協力して会務に当たっていくことはもちろんのこと、他の部の役員の方々とも連携を図り、連合会の円滑な運営を支えてまいりたいと考えております。会員の皆様二年間どうぞよろしく申し上げます。

常任理事・業務部長就任のご挨拶

業務部長 いませ つとむ
今瀬 勉



この度、岡田会長の指名理事として、常任理事(業務部長)を担当させて頂くことになりました岐阜会所属の今瀬勉です。よろしくお願ひいたします。

土地家屋調査士をなりわいとしているからには、その会に役立つことを務めることは、当然のことであると教えられ、登録以来愚直に務めてまいりました。そして、そのなかで、出会った方々に幸いにも恵まれ、ここまで何とかやってこられた、というのが率直な思いであり、大変感謝いたしております。

業務部としては、事業計画にある土地家屋調査士業務取扱要領に係る業務マニュアル等の作成を始めとし、日常業務に関わる多くの会務を担当することになっていますが、業務部担当の野中副会長、水野次長、松田次長、松本理事の役員はもとより、連携する多くの委員会の皆さんのお力添え無くして、これらは成り立ちません。さらには、全国の土地家屋調査士会の会長さんをはじめ、会員の皆さんのパワーが必須でありますので、何とぞ、よろしくお願ひいたします。

今まで、委員、理事として連合会に参加させていただきましたが、そこには、実に多様性のある状況がありました。そこで、これらの多様性の強みの部分を生かしつつ、私たち土地家屋調査士が、力を合わせて「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資する」という「使命」を果たすことにより、「持続可能な社会」の実現につながり、その結果として制度の発展にもつながると思っています。

これからは、更に多くの方々との出会いと連携に期待しつつ、全力で努めてまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。



常任理事・研修部長就任のご挨拶

研修部長 やまざき ゆうじ
山崎 勇二



この度、岡田会長の指名理事として常任理事(研修部長)を拝命しました中部ブロック協議会・福井会所属の山崎勇二です。前々期まで4年間研修部の理事として携わっており、二年ぶりに研修部に復帰することになりました。

研修部で行う事業は、年度を跨ぎ継続性のあるものが多く、前期の研修部役員の皆様が策定された実施計画を引き継ぎ、運営に努めてまいりたいと思います。

また岡田会長から、①新人研修会の検証とブラッシュアップ、②年次研修の実施と検証、③研修体系の確立と提示、④ADR特別研修の受講者の掘り起こしについて指示を受けました。

土地家屋調査士の研修については、土地家屋調査士法第25条第1項に「資質の向上を図るよう努めなければならない」と規定されていることは、会員の皆様もご承知のことと存じますが、研修体系を確立することにより、より有意義かつ効率的に研修計画が策定され会員の皆様が受講していただけるように、ご提示できるよう重点課題として取り組んでまいります。

ADR特別研修についても、受講者の減少が著しく、受講者の募集に各土地家屋調査士会の役員の皆様にご苦勞をおかけしていることは承知しております。これまでの受講促進方法、運営の支援方法等の見直しを図りたいと考えております。

土地家屋調査士制度全体にとっての研修をモットーに、制度対策本部との連携をとりながら、今期の研修部は、野中担当副会長の下、古田次長(静岡会)、東次長(奈良会)、千葉理事(岩手会)、事務局職員二名の体制で会務に努めさせていただきます。

ご支援・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

常任理事・広報部長就任のご挨拶

広報部長 やまもと けんいち
山本 憲一



この度、関東ブロック協議会より推薦いただきました東京会の山本憲一です。連合会二期目に広報部長を拝命いたしました。

今期広報部は多くの予算が組まれており、総会で承認いただいた事業計画が計画的に執行できるよう努めてまいります。

外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信として、SNS (YouTube、Facebook) を主にして人々の目に留まる機会を増やしていきたいと考えています。

人々と土地家屋調査士の仕事はどうつながるのか、土地家屋調査士の側からではなく人々の目線から伝えることが重要だと考えています。さらに連合会が今どんなことを行なっているのか、小さなことでも新しい情報をこまめに発信することで連合会の体温を感じていただければと思います。

広報はその成果が表しにくい事業であること、役員も土地家屋調査士であり、専門の知識を持っているわけではないため、各土地家屋調査士会で広報を担当されている役員の方々は日々ご苦勞されていると思います。内部に向けた組織強化のための広報として、広報マニュアルを作成することを検討しています。広報のポイントや外部発信のためのツールの紹介などを盛り込んでいきたいと思っています。

前期は総務部長として関係法規にのっとり案件を進めてきました。もっとも後半は法規にのっとりないことばかりで、それはそれで苦勞しました。広報という企画力が求められる部署で前回とは違った観点から土地家屋調査士制度を充実・発展させて行けることを楽しみにしています。連合会としての広報の在り方というものをもだつかみ切れていないところですが、SNSなどスタートしながら考えることができるのが広報部でもあります。

鈴木貴志副会長の下、久保次長(長野会)、中山理事(兵庫会)、濱田理事(三重会)の体制で会務を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



常任理事・社会事業部長就任のご挨拶

社会事業部長 あさの ひろし
浅野 裕士



北海道ブロック協議会から推薦をいただき、常任理事(社会事業部長)を拝命いたしました札幌会所属の浅野裕士と申します。連合会理事3期目となり、前期・前々期と業務部を経験させていただきました。今期は社会事業部を担当させていただくことになりました。

今年度も引き続き、地図作成作業、地籍整備事業、ADRセンター、法テラス、公共嘱託登記、所有者不明土地等々の事項を進めていきます。具体的には、地図作成の効率的な業務の進め方の分析・発信、また国土調査法及び土地基本法の改正に伴う部分や地域福利増進事業等も土地家屋調査士としての関わりについての分析・検討も必要であると考えています。認定調査士の活用、ODRの推進、固定資産の納税者情報、管理不全土地の管理の人材育成への準備、土地家屋調査士の社会貢献についても検討していきたいと考えております。

関係省庁も多岐にわたりますし、全調政連・全公連との情報共有や連携が不可欠です。そして何よりも各土地家屋調査士会や会員の皆様からのご意見や情報をしっかりと吸い上げて事業を進めていきたいと考えております。今期は、担当である千葉会の鈴木泰介副会長の下、茨城会の高橋正典次長、徳島会の西岡健司次長、福岡会の鯨島清理事とともに事業を進めてまいります。

皆様のお知恵とお力をお借りしながら、全力で事業に取り組みたいと考えております。

各ブロック協議会、各土地家屋調査士会、各会員の皆様のご理解、ご協力、ご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

常任理事・研究所長就任のご挨拶

研究所長 きとざき 城戸崎 おさむ 修



九州ブロック協議会から推薦をいただき、第78回定時総会において理事に再任され、6月30日の理事会の承認を得て、常任理事(研究所長)を拝命いたしました大分県所属の城戸崎です。予期せぬ重責に戸惑いもありますが、全力を投入させていただきます。

前期は広報部担当理事として内外への制度広報に取り組むとともに、土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会において、活動させていただきました。

その中で、情報収集にあたり情報発信はもとより情報管理の重要性及び連合会情報並びに各土地家屋調査士会情報の共有システムのDX化(デジタルトランスフォーメーション)の推進、そして今年度研究所の事業計画でもあります各部等との連携についても、これまで以上に最重要課題であることを実感いたしました。

また、制度制定70周年の時期に土地家屋調査士法の改正が行われ、土地法制の総合的な観点から改正土地基本法・改正民事基本法・所有者不明問題への特別措置法等々も制定され、施行されようとしています。この二年間あらゆる場面において大変革が行われた今、その対応はもとより更なる改革が止まる気配は感じられません。

今期の研究所は柳澤担当副会長の下、愛媛会の徳永次長、山梨会の小比賀理事と当職が担当させていただきます。従来の研究所体制に留まることなく、シンクタンク的な組織としての独立組織再編の検討を視野に入れ、制度対策本部をはじめ各部との連携に重点を置き、マクロ感覚からの中長期的な研究はもちろん喫緊の課題にもスピーディーに対応できる研究所体制の再構築に取り組んでまいりたいと考えています。

真に社会に役立つ資格制度としての土地家屋調査士を主眼に連合会役員として、最善を尽くしてまいります。各会員の皆様、各土地家屋調査士会、各ブロック協議会のご支援ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

電子契約・電子署名の概要と課題 I

国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 すずき あやこ
鈴木 絢子

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、世の中ではテレワークが推奨されたことにより電子契約や電子署名に注目が集まっている。電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)が、平成13年(2001年)4月1日から施行され20年の時が経過した。その間、私たち土地家屋調査士は日本土地家屋調査士会連合会認証局電子証明書(ICカード)の利用を始めに、2014年からは特定認証業務の認定を取得した認証局が発行する土地家屋調査士向けの電子証明書、セコムパスポート for G-ID土地家屋調査士電子証明書(ファイル形式)の使用へと変化し、今日では日々の業務において、欠かすことのできない必須のツールとして利用している。

そこで、電子署名には馴染みの深い私たち土地家屋調査士ではあるが、電子契約と電子署名について、改めて理解を深めておく時期に来ていると考えていたところ、国立国会図書館 調査及び立法考査局 経済産業課 鈴木絢子氏の文献に至った。本号を含め、全4回の連載でお届けしますので、是非ご覧ください。

出典：国立国会図書館

「電子契約・電子署名の概要と課題(執筆者：鈴木絢子)」

『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1135 (2021.2.4)

< https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11629563_po_1135.pdf?contentNo=1 >

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

はじめに

I 電子契約

II 電子署名

III 新しい電子署名サービス

IV 法的効果に関する見解と課題

おわりに

はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、政府や企業では、これまでの書面・対面・押印の手続を見直し、オンラインのみで完結する電子契約や電子申請を積極的に取り入れようとする機運が高まっている。令和2年7月、政府は、経済団体とともに、「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言¹を採択した。宣言では、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を見直し、行政手続と民間取引の双方におけるデジタル化を推進することが掲げられ、民間取引に関しては押印の廃止や書面の電子化、電子署名の活用等が挙げられた。電子署名については、近年、クラウドを利用した新しいタイプの電子署名サービスが出

現し、迅速性や利便性を背景に普及しつつある。

令和2年7月の「企業IT利活用動向追跡調査」によると、取引先との間で電子契約を採用していると回答した企業は約4割であった²。さらに、電子契約を今後採用することを検討していると回答した企業は4割弱存在し、企業の電子契約への関心の高さがうかがえる。

一方、企業が電子契約を採用する上で、「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」)を始めとする関係法律の解釈が明瞭でない点が問題となっていた。これに対処するため、近時、関係省庁が法解釈に関する見解を相次いで発表した³。

本稿では、電子契約及び電子署名の概要をまとめるとともに、関係省庁が発表した電子署名法の解釈に関する見解について概説し、今後の課題を論じる。

I 電子契約

1 電子契約とは

電子契約とは、契約書や注文書・請書を電磁的記録(電子文書のこと)で作成する契約方法をいう⁴。民法(明治29年法律第89号)第522条第2項は、「契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書

面の作成その他の方式を具備することを要しない」として、契約方式の自由を定めている。したがって、書面を作成しない電子契約であっても有効に成立する。

また、技術的な実現方式も自由であり、後述する電子署名が使われていなくてもよい。法令によっては、契約において一定の内容を記載した書面の交付を義務付けているものがあるが、電子文書で代えることができる旨の規定が置かれているものもある⁵。

2 電子契約の利点

電子契約の利点は、第1に迅速性と経済性である⁶。紙の契約書の場合、契約書の印刷、押印、相手方への郵送、返送などに相応の手間と日数を要する。電子契約は、電磁的記録を電子的に送信するため、簡便・迅速に手続を行うことができる。また、税法上、契約書等の取引情報に関する書面は、一定期間保存する義務があり⁷、紙として保存するためのスペースが必要だが、電子契約の場合は、電子帳簿保存法⁸において、電子契約に関する電磁的記録をそのまま保存する方法が認められている(同法第10条)。さらに、文書による契約書には原則として印紙税がかかるが、電子契約書は課税文書に当たらないとの運用がなされている⁹。

第2に、締結した契約の管理等に係る利便性である。電磁的記録であれば検索ができるので、決済や税務申告に必要な情報収集も容易になり、監査の効率も著しく向上する¹⁰。

第3に、改ざんの防止や検証ができることである。一般に、電子文書は、本人以外の者が作成する「なりすまし」や改ざんが容易であるというデメリットが指摘されるが、紙の文書であっても改ざんや印鑑・署名の偽造は可能である。しかし、後述するデジタル署名やタイムスタンプ等の信頼性の高い方法を用いた電子契約では、改ざんの防止や検証が紙の文書よりも厳格にできる。この点を、電子契約の第3の利点として挙げることができよう¹¹。

3 電子契約の民事訴訟上の取扱い(電子署名法第3条)

前述のように、契約書は契約の成立要件ではないが、後に契約の成立や内容をめぐって裁判になった際に、署名・押印がある契約書は有力な証拠となり得る。

民事訴訟で書面による証拠を提出する場合には、その書面の作成者とされる人が、本人の意思に基づいて作成したものであること(これを「真正な成立」という。)を証明しなければならない(民事訴訟法(平成8年法律第109号。以下「民訴法」)第228条第1項)。その際、証拠として提出した書面に、本人又はその代理

人の署名又は押印があるときは、その文書は真正に成立したものと推定される(同法第228条第4項)。ただし、書面に本人名義の署名や押印があるだけでは文書の真正な成立の推定は認められず、本人の意思に基づく署名又は押印であることを証明する必要がある。

印鑑の場合、通常は一定の水準以上の注意をもってこれを管理すると考えられる。そのため、文書に押印されている印影が、印鑑証明書等により、本人の印鑑により顕出されたものであると認定されれば、反証のない限り、当該印影は本人の意思に基づいて行われたものと推定される(一段目の推定)¹²。これにより、民訴法第228条第4項に基づき、当該文書について真正な成立が推定される(二段目の推定)。この論理を「二段の推定」という(表1左列)¹³。

表1 二段の推定の考え方

	紙の文書の場合	電子文書の場合
一段目の推定	本人の印鑑による印影であることが認定されれば、本人の意思による押印を推定する(最判昭和39.5.12民集18巻4号597頁)	本人の電子署名であることが認定されれば、本人の意思による電子署名の生成を推定する ^(注)
二段目の推定	本人の(意思による)押印があれば、私文書の真正な成立を推定する(民事訴訟法第228条第4項)	本人(の意思)による電子署名があれば、電子文書の真正な成立を推定する(電子署名法第3条)

(注)電子契約についての判例は現時点では存在しないが、当事者の電子署名を付す電子契約に関しては同様の推定が及ぶ可能性が高いと考えられている(圓道至剛「二段の推定との関係、証拠提出の方法等 電子契約の民事訴訟上の取扱い」『ビジネス法務』20巻4号, 2020.4, p.23)。

(出典)宮内宏編著「電子契約の教科書—基礎から導入事例まで—改訂版」日本法令, 2019, p.56 を基に筆者作成。

電子契約の場合は、電子署名法第3条において、一定の要件を満たす電子署名が行われていれば、当該電子文書は真正に成立したものと推定するとの規定が設けられている。なお、同法第3条は、民訴法第228条第4項と同様に、二段の推定における二段目の推定と同じ効果を定めたものである。したがって、一段目の推定は、ここでも証明する必要がある(表1右列)¹⁴。

4 電子委任状

法人が結ぶ電子契約であっても、契約書となる電子文書に付される電子署名は、法人の組織名でなく個人の電子署名になる。これは、電子署名法が、電

子署名の実施者が個人(自然人)であることを前提としているに基づく¹⁵。

一方、実務においては、法人契約の全てに代表者自身が署名をすることは現実的ではなく、法人の代表者から委任を受けた使用人等が契約手続を行うこともある。そこで、電子契約においても、当該使用人等が代表者から委任されていることを示すため、「電子委任状」を国の認定機関¹⁶が発行し、使用人等がそれにより代理権を表示して契約手続を行えるようにした。この法律が、電子委任状法(「電子委任状の普及の促進に関する法律」(平成29年法律第64号))である。これにより、法人の代表者以外の者による電子署名であっても、契約の相手方が安心して法人と電子契約できるようになった。

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和3年1月28日である。

- 1 「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言—デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築—」2020.7.8. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200708document01.pdf>>
- 2 日本情報経済社会推進協会[「企業IT 利活用動向追跡調査2020」集計結果(詳細版)] 2020.9, p.48. <<https://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0005164.pdf>> なお、この場合の電子契約は、電子署名の有無は問わない。
- 3 本稿では主に、総務省ほか「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法2条1項に関するQ&A)」2020.7.17. 経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei_qa.html>; 同「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A(電子署名法3条に関するQ&A)」2020.9.4. 同 <https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei3_qa.html> を取り上げる。このほかに出されたものとして、法務省ほか「論点に対する回答」(規制改革推進会議第10回成長戦略ワーキング・グループ資料1-2) 2020.5.12. 内閣府ウェブサイト <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>>; 内閣府ほか「押印についてのQ&A」2020.6.19. <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/>

[document/200619document01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/document/200619document01.pdf)> 等がある。

- 4 宮内宏「電子契約をめぐる法規制と導入の検討軸」『ビジネス法務』20巻4号, 2020.4, p.13.
- 5 例えば、保証契約は民法第446条第2項で書面を要するとされているが、同条第3項により電子文書で代替することが認められている。
- 6 宮内 前掲注(4), pp.14-15; 牧野二郎・牧野剛「信頼性や導入メリットは? 電子契約の基本」『ビジネス法務』17巻10号, 2017.10, pp.49-50.
- 7 法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第59条等。
- 8 正式名称は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」(平成10年法律第25号)。電子文書の保存に関する法律の1つで、主に国税関係の帳簿を電子データとして保存する手段について定めた法律。
- 9 「参議院議員櫻井充君提出印紙税に関する質問に対する答弁書」(平成17年3月15日内閣参質162第9号) <<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>>
- 10 宮内 前掲注(4), pp.14-15; 牧野二郎・牧野剛前掲注(6), p.49.
- 11 高橋郁夫ほか編『即実践!! 電子契約—電子契約・DX・文書管理(文書の電子化)の導入から運用まですべてを体験できる—』日本加除出版, 2020, p.40.
- 12 最高裁判例昭和39年5月12日民集18巻4号597頁。
- 13 高林淳・商事法務編『電子契約導入ガイドブック 国内契約編』商事法務, 2020, pp.126-131. なお、今般の関係省庁による見解では、文書上に本人による押印がなくても、他の方法によって文書の真正な成立を立証することは可能であることが強調されている(内閣府ほか 前掲注(3), p.2)。
- 14 関係省庁による見解でも、第3条は「電子署名を行ったのが本人であること自体を推定するものでなく、電子署名を行ったのが本人であると裁判所により認定されることを要件として、電磁的記録の成立の真正を推定するものである」とされる(法務省ほか 前掲注(3))。
- 15 電子署名法第2条第1項第1号、同法施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第5条第1項等。
- 16 認定は業務に対し行われる。令和2年7月現在、7つの業務が認定を受けている(「電子委任状取扱業務の認定について」総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/densi_ininjou/nintei.html>)。

事務所運営に必要な知識 —時代にあった資格者であるために—

第77回 地籍DX（デジタル・トランスフォーメーション）と 宇宙システムの利用②

低価格化した測位受信機と高精度測位補正サービスを活用した問題の解決に向けて

一般財団法人宇宙システム開発利用推進機構(JSS)利用開拓部長 浅里 幸起



1. はじめに

わが国の準天頂衛星「みちびき」をはじめ各国の衛星測位システム(GNSS)の整備が進み、これに伴ってマーケットにおいて新しい製品やサービスが提供されるようになってきた。

これらを含む最新のデジタル技術をいち早く取り入れて、諸分野の業務をトランスフォームし、問題

を解決していく道が拓かれている。この記事では、地籍分野において、その一助となるべく衛星測位など宇宙システムの利用に関する情報をまとめる。

前号の記事では、問題を解決して将来の理想的な状態に移行するために、現状と目標状態のGAPを埋める図1のような考え方を述べた。この記事では更に考察を進めるとともに、新技術を紹介する。

2. 問題の解決に向けて

今日の所有者不明土地や境界紛争等の問題に対し、土地家屋調査士の皆様が持つ情報や知識を共有して、更に活用することが考えられる。図2はそのためのデジタル情報構造の私案を示したものである。

この図の主旨としては、各事務所におけるGNSS測量等の成果を活用して、世界測地系の地図を作成し、関連する情報と共にクラウドで共有し、相互に利用できるようにすることである。

土地の情報については、マイナンバーを活用することにより、所有者個人との紐づけが行われる。また、この情報システムはブロックチェーンで構成し、

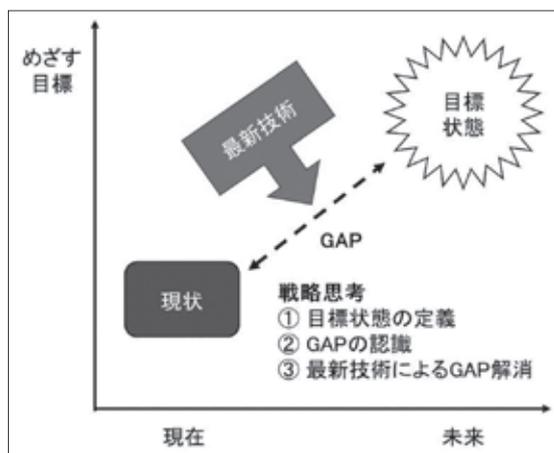


図1 トランスフォームの戦略思考

改竄はできないよう構成するのがよい。

地図は共通の世界測地系で作成され、相互に整合するものとなる。必要であれば、AIベースの整合性確認機能を搭載することも考えられる。2つの地図が整合しない場合には、双方の地図作成者にフィードバックされ、当事者により確認を行うことが考えられる。

地図情報について、海外では日本とは異なって国防関係者の発言力が大きいので、地殻変動があっても、現実の空間と地図を一致させる要求が大きい。また、仮想現実(VR)や拡張現実(AR)の技術が浸透し、現実動いている地面に合わせて地図を動かすことに抵抗感は薄れているのが実情である。所謂ムービングマップの市民権は浸透している感触である。

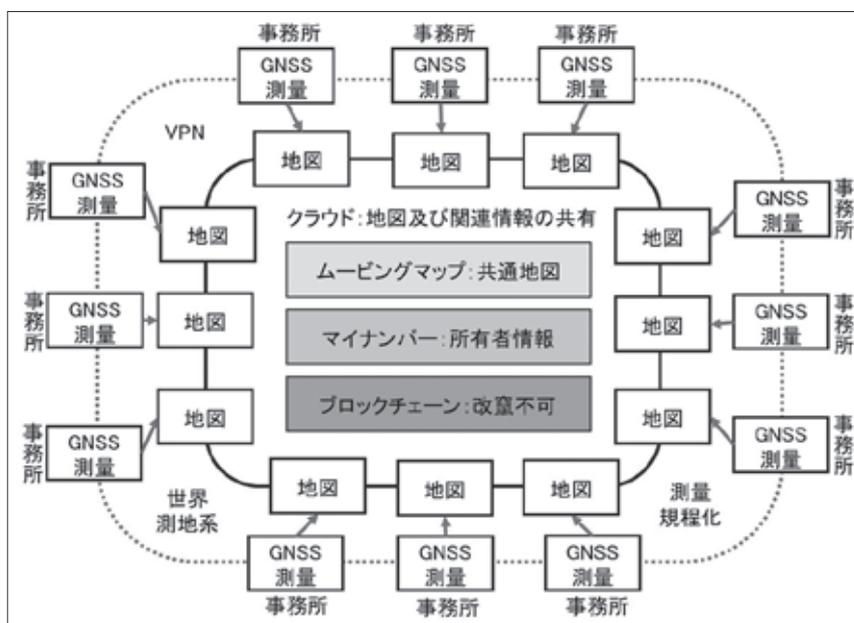


図2 地籍に関連するデジタル情報構造(私案)

今後、国際的な標準化の努力も進むと考えられるが、このようなデジタル情報構造を作るための要素技術は、次のとおり広く活用できる民生サービス・製品として揃いつつある。

- (1) 低価格化する測位受信機(同時多数利用可能)
- (2) 低価格又は無料の高精度補正情報サービス
- (3) クラウドによる適切な情報共有サービス

これより下の節では特に(1)及び(2)に関する最新情報を整理することにする。

3. 新しい高精度測位補正サービス

準天頂衛星みちびき4機体制は、2018年11月1日に安倍総理大臣の列席する記念式典が開かれ、サービスが開始された。その後、衛星測位の利活用は陸・海・空・宇宙の多様な分野で進んでいる。

みちびきや他のGNSSを利用しつつ、高精度測位を低価格で行うサービスが、国内においても続々始まっている。この記事では、みちびきを用いたCLARCSサービス、Softbankのichimill、docomo IoT高精度GNSS位置情報サービスを紹介する。

(1) みちびきを用いたCLARCSサービス

一般財団法人宇宙システム開発利用促進機構(JSS)は、みちびきのセンチメートル級測位補強サービスによるL6信号のデータを、RTK受信機で使える補正情報に変換して配信するCLARCS実証サービスを提供しており、サービス・プロバイダを増やす活動を展開している。

CLARCSの特長の一つとして、ユーザーが指定する点を仮想基準点とし、RTK受信機を用いることが可能であることがあげられる。その仮想基準点

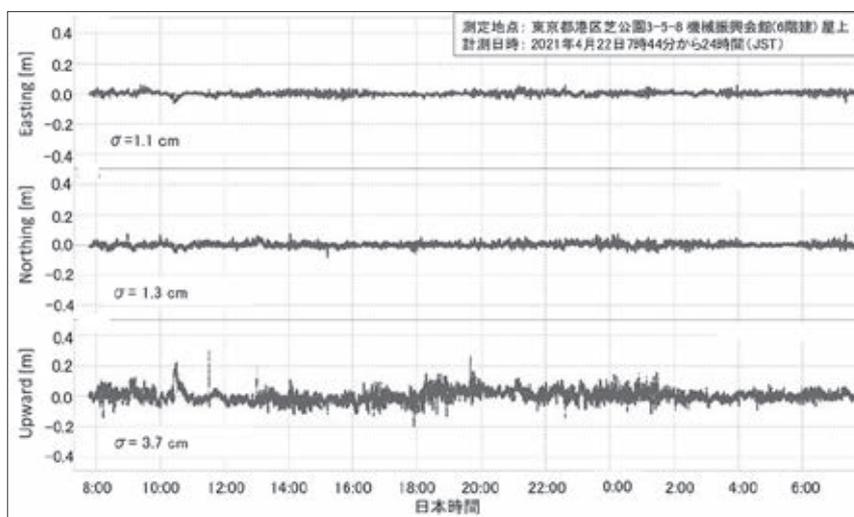


図3 CLARCSサービス：測位データサンプル

に対応するRTK観測値をCLASデータから生成し、ユーザーに配信する仕組みである。図3に精度検証データを掲げるが、良好な性能が得られている。

(2) 高精度測位 ichimill - IoTサービス

ichimill(イチミル)は、ソフトバンク株式会社の子会社であるALES社が提供する低価格の高精度位置情報サービスである。

Ichimillはソフトバンクグループが全国3,300か所以上に設置している独自基準点が受信した信号を基に補正情報を生成し、RTK受信機に配信するものである。このサービスの利用には、利用料と通信費が必要となる。

Ichimillで利用している独自基準点のうち、兵庫県洲本市にある1拠点が、民間等電子基準点のA級として登録された。今後、全国に設置した独自基準点の登録申請を順次進められる予定である[2]。

(3) docomo IoT 高精度GNSS 位置情報サービス

株式会社NTTドコモは、測位衛星システムからの測位信号を、国土院が提供する電子基準点に加えて、ドコモ独自固定局を活用して補正し、誤差数センチメートルの位置補正情報を提供するサービスを展開している[3]。

4. 低価格化するGNSS受信機

最近では、低価格のRTK受信機も登場し、安く多数の受信機を使うことも可能になってきた。

(1) Drogger受信機(ビズステーション社)

長野県に本社を置くビズステーション社のDrogger受信機(DG-PRO1 RWS等)は、数万円で購入できる低価格のRTK受信機として業界で評判である。この製品にはu-blox社のF9Pチップが搭載されている。

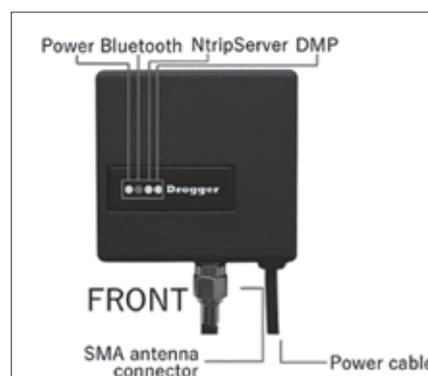


図4 Drogger受信機(アンテナは別)

受信機のサイズはW48.5×D50×10.8 mmとコンパクトであり、重さも40 gと軽量である。

また、同社では、みちびきL6信号のCLASデータをRTK観測値に変換するVRSCを提供している。これを用いると、通信による補正データを得ること

なく、みちびきのL6信号を受信するだけで、同社のRTK受信機でセンチメートル級測位ができるようになる。

(2) CM-1 受信機(コア社)

株式会社コアは、ベルギーに本社を置くセプテントリオ社と協力し、低価格3周波GNSS受信機Cohac∞CM-1を提供している[5]。



図5 CM-1受信機(アンテナは別)

前(1)項の製品よりも、やや高価になるが、精度や安定度について業界の定評がある製品である。サイズはW106×D75×H46 mmであり、重さは340 g前後である。

(3) AQLO-Light 受信機(三菱電機)

「みちびき」のセンチメートル級測位補強サービスCLASのシステム開発元である三菱電機株式会社は、「みちびき」のセンチメートル級測位に対応したAQLOC(アキュロック)-Light受信機を提供している[6]。



図6 AQLOC-Light受信機(アンテナは別)

前2者の製品と比較して高価ではあるが、CLASサービスとの相性の良さを評価されている製品である。受信機のサイズはW90×D90×H30 mmであり、重さは280 gである。

5. おわりに

新しい衛星測位技術が、低価格の測位受信機や高精度補正情報サービスに支えられて使いやすくなってきた。適切に活用して問題を解決し、業務の形をトランスフォームしていく革新的なユーザーが増えることが期待されている。

略語

AI: Artificial Intelligence

AR: Augmented Reality

CLAS: Centimeter Level Augmentation Service

CLARCS: CLAS-based RTK correction system

DX: Digital Transformation

GNSS: Global Navigation Satellite System

IoT: Internet of Things

RTK: Real-Time Kinematic

VPN: Virtual Private Network

VR: Virtual Reality

参考文献

- [1]内閣府, みちびき(準天頂衛星システム: QZSS) 公式サイト, 2021年7月20日閲覧.
<https://qzss.go.jp/>
- [2]Softbank Corp., ichimill - IoTサービス, 2021年7月20日閲覧.
<https://www.softbank.jp/biz/iot/service/ichimill/>
- [3]Softbank Corp., プレスリリース, 2021年7月20日閲覧.
https://www.softbank.jp/corp/news/press/sbkk/2021/20210630_02/
- [4]NTT DOCOMO, INC., docomo IoT高精度GNSS位置情報サービス, 2021年7月20日閲覧.
https://www.nttdocomo.co.jp/biz/service/highprecision_gnss_positioning/
- [5]株式会社コア, Cohac∞CM-1低価格3周波GNSS受信機, 2021年7月20日閲覧.
<https://www.core.co.jp/service/gnss/cm-1>
- [6]三菱電機株式会社, AQLOC-Light受信機, 2021年7月20日閲覧.
https://qzss.go.jp/usage/products/melco_200120.html

作成、eラーニング教材の作成)

- ・交流班：測量業界の女性の交流の場づくり(G空間EXPO会場にソクジョ Café、メールマガジン配信、業界に向けたアンケート実施)
- ・広報班：情報発信(イベント企画、PR動画作成、夏のリコチャレ参加(理工チャレンジ・中高生向けに仕事紹介)、学校訪問(業界・仕事内容の紹介))

2020 アンケート集計結果報告(ソクジョの会ホームページ(<https://www.jsurvey.jp/jg.htm>)にて公開中!)
朝日航洋株式会社 東京空情支社資産情報グループ
川越みなみ氏

測量・地理空間情報に関わる職場で働く方々は、多様な専門分野の出身であること、多様な業務に従事していること、保有している資格も様々であり、これらのことは、どの分野からでも飛び込める、いつからでも始められる、測量・地理空間情報分野の多様性を反映している。

企業側が測量の魅力がうまく発信できていないことと、少子高齢化が相まって、業界全体の人材不足に陥っているのではないかと考える。

学生に測量業界を目指してもらうには、専門分野にかかわらず、測量の様々な魅力・情報を発信していくことが大切であると考えます。

[回答数446名(男性280名・女性161名・その他5名)]

パネルディスカッション

司 会：株式会社パスコ 鎌田聖子氏
パネラー：新潟大学農学部 准教授 村上拓彦氏
茨城県立水戸工業高等学校 教諭 中村泰子氏
国際航業株式会社 管理本部人材開発部 船橋学氏
株式会社ナカノアイシステム 営業推進部 浅田律子氏
朝日航洋株式会社 今泉利架氏
株式会社八州 計測技術部計測調査三課 島隆之介氏

「将来の測量業界の担い手を確保するために、どうしていけばよいのか」、パネラーには、企業(採用担当経験社員)、学校(高校・大学の先生)、若手社員を迎えた。

自己紹介では、経歴、現在取り組んでいること、また、測量業界に入るきっかけ、自身の専門分野と測量業界の関係を発言された。測量は記録するという一面においても多様な分野を支えており、測量を専門に学ばれた方ばかりでなく、他の分野の関わりから測量業界に入られる方も多いということである。

それぞれの立場での悩み(企業:来てほしい、知っ

てほしい。長く働き続けてほしい。)(学校:いい就職先を見つけてあげたい、育てて送り出したい。)(学生:もっと情報が欲しい、測量会社ってどんな感じ?)を背景に、以下の流れで進行した。

- ・若手社員が感じた就職の前後のギャップ
- ・ベテラン社員から、辛かったことや楽しかったことの経験談、ギャップを超えるための提案
- ・若手社員から、ギャップを埋めるための企業側への提案
- ・学校の学生就職支援の現状、学校側が企業側に求めること
- ・企業から、学生(学校)への就職支援状況を紹介、学校側への提案
- ・ベテラン社員から、学生・若手社員へ仕事に向き合う姿勢についての提言

働く環境をより良くしていく取組は、いろいろな企業が実践している(女性活躍推進法の取組、男性社員の育休取得等)。コロナ災禍でテレワーク・通勤緩和の導入等も進んでいる。このような取組を更に進め、みんなが働きやすい、ここで働き続けたいと思う環境を作っていくことにより、学生に選んでもらえる業界となるのではないかと考える。加えて、学生が実際の業務や最新技術等についても知る機会があれば、ギャップが埋まり、興味を持ってもらえるのではないかと考える。

では、そのために企業や学校は、どのように取り組んでいけるのか。企業側からは積極的に教育現場に行き、知ってもらう機会を作る。学校側からは、学生には一社会人としての基礎力をあらためて重視し、仕事の意義を想像する力を強化する。それが、業界に入った後、業界を盛り上げる人材になると思うと結び、パネルディスカッションは終了した。

非常に具体的な提案を交えた意見交換であった。測量・地理空間情報分野において若年技術者の確保や女性技術者の活用が緊急の課題とのことだが、人材確保は土地家屋調査士にとっても同様の課題である。土地家屋調査士人口は、近年の減少率は縮小傾向にあるものの年々減少している。女性会員は3.1%(H31.4.1現在)と全体の割合としては低いが、平成29年度以降の合格者における女性の割合は増加している。広報活動を通じて、土地家屋調査士を身近なものとして広め、男性にとっても女性にとっても、より魅力的な職業として知ってもらうこと、啓発する事業が重要であると再認識した。

広報員 上杉 和子(三重会)

「日本の測量・地籍と土地家屋調査士への期待」 ①



日本土地家屋調査士会連合会(日調連)広報部では、土地家屋調査士制度制定70周年を記念し、「日本の測量・地籍と土地家屋調査士への期待」と題して、日調連会長と公益社団法人 日本測量協会(日測協)の清水英範会長との対談を企画しました。これまでの日測協と日調連とのつながりや各団体で取り組まれていること、また他団体との活動やこれからの土地家屋調査士への期待などについてご対談いただきました。全3回に分けて掲載いたします。

※対談は令和3年3月31日に行われました。役職等は当時のものです。

対談者 清水 英範氏(公益社団法人 日本測量協会会長)(写真左)

國吉 正和(日本土地家屋調査士会連合会会長)(写真右)

司会 藤井 十章(日本土地家屋調査士会連合会広報部広報員)

(司会) この度は、土地家屋調査士制度制定70周年記念といたしまして、平素から大変お世話になっております公益社団法人 日本測量協会の清水会長をお迎えして、日本土地家屋調査士会連合会の國吉会長と対談を行っていただきたいと思っております。今回、司会進行をさせていただきます広報部広報員の藤井十章です。よろしくお願いいたします。

○自己紹介と組織の活動について

(司会) まずは清水会長から読者の方に向けて、自己紹介と日本測量協会の活動をご紹介いただきたいと思っております。

(清水) 本日はお招きいただき、ありがとうございます。

ます。楽しみにしておりました。

私の前職は、東京大学の教授です。大学院工学系研究科の社会基盤学専攻・学科という土木系の専攻・学科に所属していました。昨年3月に定年退職し、その後は日本測量協会の会長を本務として活動しています。

研究者としての主な専門は測量・地理空間情報学で、その中でも特に、空間データの統計解析ですとか、空間データのビジュアライゼーション(視覚化)といった、情報学系の研究を行っていました。また、都市史・都市計画史を中心とした歴史研究にも関心があり、江戸の都市景観の再現に関する研究や明治期の中央官庁街の成立過程に関する研究などに取り組んできました。

国の審議会や委員会の活動では、研究の専

門に近い測量・地理空間情報政策の分野に加え、土地政策を中心に広い分野で仕事をしてきました。特に深く関わったのが地籍調査でした。例えば、国土審議会・土地政策分科会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」の委員長として、第6次と第7次の国土調査事業十箇年計画の策定に向けた議論に参画させていただきました。

大学の講義では、若い頃から測量・地理空間情報学関係の講義を担当してきましたが、審議会や委員会の活動を通して、土木技術者には土地政策に関する知識、特にそのための法律や経済学の知識が不可欠だと痛感し、東京大学に「土地学」という講義を起し、自分なりに勉強を重ね、講義内容を深めていきました。昨年、日本大学大学院理工学研究科の客員教授に就任しましたが、日本大学でも土地政策の講義を開講しています。

日調連や土地家屋調査士の先生方との関係に触れておきたいと思います。発端は、平成12年に東京で開催された第2回地籍国際シンポジウムでした。後に日調連の会長になられる松岡直武先生が当時、このシンポジウムのご担当で、松岡先生から依頼を受けて、調査・測量に関するパネルディスカッションの座長を務めました。それから、國吉先生はじめ土地家屋調査士の先生方とお付き合いが始まり、日調連の登記基準点や土地家屋調査士CPDに関する委員会、さらには地籍問題研究会の活動等を通し、先生方と懇意にさせていただいております。

さて、日本測量協会は昭和26年に創立され、翌年の社団法人化、平成25年の公益社団法人への移行等を経て、今年70周年を迎



えました。主に測量技術者等の正会員から構成される社団法人であり、いわゆる業界団体ではありません。現在、1万名余の正会員を擁しています。ちなみに、平成23年には日本学術会議・協力学術研究団体(簡単にいえば、学会組織)に指定されています。

当協会創立の大きな契機は、昭和24年の測量法制定により、測量士・測量士補の国家資格制度ができたことでした。しかし、正会員として想定されたのは測量士・測量士補だけではありません。当時は、昭和24年に土地改良法、昭和25年に土地家屋調査士法、国土総合開発法、昭和26年に国土調査法が制定されるなど、測量技術を持つ者の活躍の場が一気に広がっていった時期です。

特に、土地家屋調査士法により土地家屋調査士の国家資格制度ができたことは大きなことでした。当協会は昭和27年に社団法人化した際の定款(法人としての原始定款)に、正会員を「測量士・測量士補又は土地家屋調査士の資格を有する者及び測量に関心を有する者」と規定しました。これは現在まで続いています。当然といえば当然ですが、日本測量協会は土地家屋調査士の先生方にとっても、大変関係の深い団体です。

当協会の活動ですが、会員相互の交流、測量新技術の導入と普及、測量技術者の継続教育、測量専門技術者の育成、測量成果の品質確保、測量技術者の社会的地位の向上などを目的に、様々な活動を行っています。具体的には、①月刊『測量』の発行、②測量関係図書の出版、③各種講習会や技術セミナーの開催、④測量・地理空間情報イノベーション大会やG空間EXPO・地理空間情報フォーラムに代表されるイベントの開催、⑤応用測量論文集の発行、⑥測量CPD制度の運営、⑦空間情報総括監理技術者や地理空間情報専門技術者の資格制度の運営、⑧測量機器・成果の検定、等々の活動です。

これまで日本測量協会にご縁のなかった土地家屋調査士の先生方も多いことと思います。是非これを機に、当協会の活動にも関心をお寄せいただければ幸いです。

(司会) ありがとうございます。國吉会長からも同様の自己紹介と日調連の活動についても併せてお願いします。

(國吉) 日本土地家屋調査士会連合会会長の國吉正和です。

私は、昭和56年に土地家屋調査士の登録をしました。今年でちょうど40年になり、土地家屋調査士の仕事を通して生活をさせていただいております。この資格に対しては非常に感謝を申し上げたいと思います。

学生時代は、清水会長と同じで、土木工学科を卒業しました。当時を思い出すと、測量に関しては、授業の一環で、当時、青函トンネルの工事中だったこともありまして、埼玉県の本庄市というところに大学のセミナーがあり、その山を駆け回って測量実習をした思い出があります。

学部生のときは、卒論のテーマでシールド工法をやっていたものですから、先ほどの青函トンネルの工事など、非常に興味が湧いたのかもしれませんが。土地家屋調査士との関連という面では、学生時代は土地家屋調査士という資格者自体は知っていましたが、なかなか接点はありませんでした。

測量というものに興味があったのかなと思っています。

実は、大学を卒業して土地家屋調査士の登録をしたときに、私より六つ年上の研究室の先輩がたまたま土地家屋調査士だったので。研究室の中でも、当時、土地家屋調査士になったのは二人だけでした。

(清水) そんなに多くないですね。

(國吉) はい、そうなのです。今でもまだまだ土地家屋調査士になる人は少数です。土地家屋調査士というと、調査・測量という、独自の言い回しをしますが、要は、測量することが目的ではなくて、土地の境界などを明らかにしたり、復元能力を持った図面を作成するなど、境界の確認であったり、復元をしたりということも含めて、隣接地の所有者との関係を、

将来的にも、紛争のない形にするための一つのツールとして測量を使うということなのだと思うのです。我々、土地家屋調査士とすれば、調査・測量という形で関わっていくことだと思います。

日調連としては、昨年、令和2年8月に施行されました、土地家屋調査士法の一部改正に併せて、いろいろな諸規程の整備等を今手掛けています。これについては、清水会長にも、先日、別の委員会の中でもお話をいただきましたが、我々の業務に関するいろいろな規程やマニュアル等の整備を進めるということと、将来的には研修体系を整備し、大きな構想として中央研修研究所みたいなものを形作れたらいいのかなと考えています。

我々土地家屋調査士は、使命というものを法律に位置づけてもらいました。不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産の権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資するのだという使命が与えられましたので、それに向かって、日調連としては、能動的に動くのだということを、70周年の記念のシンポジウムの中でも、「土地家屋調査士70年宣言」という形で示させていただいたところです。これからは是非、清水会長に、いろいろお世話になるかと思っていますので、よろしくお願いします。

(清水) よろしくお願いいたします。光栄でございます。

(司会) ありがとうございます。

ここからは、対談形式で、順を追ってご質問をする中で、お二人の考えをお聞きしていきたいと思います。

○それぞれの団体で取り組んでいること

(司会) 最初に、清水会長から測量技術を習得する上で、日測協では研修の充実というところに、力を入れている学術的な団体というお話がありました。その測量技術を習得していくときに、

研修での取組で、協会が担っていることや大事にしている部分についてお聞かせください。

(清水) 先ほど、日本測量協会の活動を幾つかご紹介しましたが、私はそれらを一言で言うなら、測量分野の人材育成を目的とした教育活動であると思っています。

どのような分野であれ、一般に教育という活動は、知識や情報の提供による学習支援に止まるものではありません。学習成果の評価や顕彰、更なる向上を目指す者たちへの継続学習や相互研鑽の場の提供等を含む、実に多様かつ総合的な活動です。

技術者の教育では、特にこのような観点が重要で、協会がそのための体制を整備し、貢献しなければなりません。私は、測量CPD制度の運営や空間情報総括監理技術者等の資格制度の運営は、当協会が担うべき重要な教育活動であると位置づけています。

当協会の測量機器・成果の検定について少し補足しておきたいと思います。公共事業等の品質を確保するためには、それらの最上流の事業である測量の品質確保が不可欠です。当協会の検定業務の社会的役割は非常に大であります。ここで重要なことは、測量機器・成果の検定は、この機器は合格、この成果は不合格といったように、単に合否を判定するという業務ではありません。そこには、当協会の技術者からの助言・指導と、それに基づく修正・改善という過程が含まれます。その上で最終的な合否判定を行うのです。検定業務も、測量分野の技術力を高めるための教育活動なんです。

私たちはこれらを含む多様な教育活動を通して、測量分野の人材育成を目指します。他の多くの分野と同じく、測量分野においても現在、人材(入職者)の確保が大きな課題になっています。しかし、急がば回れではありませんが、人材確保の前に人材育成です。人材は魅力ある分野に集まります。人材を育成し、その人たちが測量をより魅力的な分野へと発展させていく。それが有為な人材の確保につながり、測量分野の更なる発展につながるのです。

(司会) 今のお話を受けて、土地家屋調査士会でも研修を行っておりますが、例えばCPDなど、土地家屋調査士として学んでいく大切さ、あるいは技術者として向上していくために、会を取り組んでいることや、土地家屋調査士の専門性で、こんなことを大事にしているというお話があれば國吉会長からお願いします。

(國吉) 我々が、資格者としての業務を考えると、基本は、表示に関する登記ということになります。表示に関する登記、特に土地の問題については、その一筆一筆の土地の筆界、いわゆる公法上の境界とよくいわれますが、土地の境界を明らかにしていかなければならないという業務が主であると思います。

筆界を明らかにするというのは、依頼者からの依頼に基づく、その依頼者が所有する一筆だけではなくて、隣接する土地の筆界とも一致しなければいけないわけですね。依頼者から依頼された土地の筆界は、隣地の筆界であるということになる。それを、明らかにしていくということは、依頼者の一方的な意思をそこに反映するのではなくて、依頼者と、その隣接する土地の所有者との認識の一致というものが一番大事になってくるのだと思います。

単に測量した結果がこうですということではなくて、その測量した成果に基づいて、調査や検討を加え、お互いの筆界はこの位置ですねということ、きちんと言明ができないといけません。なおかつ、将来的にお互いの関係についても、配慮していくことが、我々の業務としては一番大事なところだと思います。

ですから、将来的な安定を目指すということで、測量技術とともに、いわゆる職業倫理といった方がいいのでしょうか、解決なり、それぞれの合意形成を得るための、いろいろな手法というものを、研修などで経験値として持つということが大事なのだろうと思います。

日調連では、令和3年度から義務研修をスタートさせます。基本は、職業倫理の問題です。例えば、法改正や、先例の改正をきちんと学んでいただくというようなことになっています。

(②へつづく)

愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 91

東京会

『西多摩支部の広報活動と秋の観光名所』

東京土地家屋調査士会西多摩支部 柳川 貞誉

令和2年度、土地家屋調査士制度が70周年を迎えました。戦後間もない頃から日々の業務と併せて土地家屋調査士制度の普及に尽力してこられた諸先輩方には感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルス蔓延の影響もあり、70周年の目立った広報活動などができなかったことが残念です。

私も昨年度まで西多摩支部の広報担当をしていますが、令和2年度は地域の産業祭などには参加できず、市役所と西多摩支局での広報パンフレットの配布(マスク付き)しかできませんでした。

また、研修についても従来の会議室に集まって行うものについては自粛しましたが、10名程度の会員で、最新の「自動追尾型のトータルステーション」と「3Dレーザースキャナー」の研修会を屋外で行いました。

また、その講習内容を録画し、編集を加え、YouTubeに掲載することで、各会員に視聴していただく方法を取りました(東京土地家屋調査士会西多摩支部のYouTubeアカウントがあります。)

私は、今年度からは厚生担当になりましたが、支部会員たちの親睦を深める事業を行う目途が立たず困っています。

ワクチン接種も始まりましたので、年明けには新

年会や日帰り旅行などができるようになればいいなと願っています。新型コロナウイルスの蔓延による外出自粛も二年目となり、皆様も気が滅入る思いではないでしょうか？

私が生まれ育った東京都あきる野市の五日市地域は、東京とは思えない自然豊かな所です。この記事が掲載されるのは9月号ですが、秋～冬の五日市といえば秋川渓谷の紅葉鑑賞がイチオシです。ご家族やご友人など、少人数での日帰り旅行に最適な場所です。

その中でも11月～12月前半の石舟橋の紅葉と、11月の臨濟宗広徳寺総門と銀杏の絨毯は非常に美しく、インスタ映えすること間違いなしです。

石舟橋は檜原街道沿いの西東京バス・十里木バス停から、徒歩で市営の「瀬音の湯」へ渡るために架けられた全長96mの吊橋です。秋冬シーズンの紅葉も最高ですが5月の新緑風景も美しいです。広徳寺は室町時代に創建された古刹です。境内には銀杏のほかにも、東京では最大級のカヤ(24.5m)とタラヨウ(19m)の木もあります。

また広徳寺の総門の手前からは、ちょっとハードなハイキングコースになっているので、体力に自信がある方は歩いてみてください。東京都心から西へ1時間ほどの場所にあるJR武蔵五日市駅。圏央道



秋の石舟橋



広徳寺の黄葉

あきる野ICもあり、都内からのアクセスは抜群なので、是非一度訪れてください。

そして、お帰りの際には野崎酒造のしろやま桜や、キッコゴ(近藤醸造)の醤油などをお土産に購入してみてもいかがでしょうか。

野崎酒造は明治時代に創業された酒造業者です。野崎酒造のお酒の仕込み水は地元の人たちが生活にも利用している湧水を使用しています。私は日本酒の味と香りが苦手だったのですが、しろやま桜の生酒はフルーティーな味わいで香りもよいので、飲み

やすいお酒だと思います。

キッコゴの醤油はあきる野市民に古くから親しまれている無添加丸大豆醤油です。地元のゆずで作ったポン酢もあるので、寒い時期はお鍋に最適だと思います。

これからも東京都西多摩地域での土地家屋調査士の知名度普及のために、様々な発信をしていきます。

※緊急事態宣言が発出された場合、市が管理する無料駐車場などは閉鎖となる可能性があります。

京都会 『「府民交流フェスタ in 京都府立植物園への出展」・「70周年記念事業」』

京都土地家屋調査士会 社会連携部長 林 一茂

<人のつながりを大切にしたい豊かな地域社会づくりへの参画>

きょうと地域創生府民会議主催の「府民交流フェスタ in 京都府立植物園」というイベントが開催されており、京都会としての出展は4回目となりました。

「未来を担う青少年を応援するとともに、人と人とのつながった地域社会の形成及び府域全体の地域創生の機運醸成を図る」「わくわく体験！府民みんなの『府民交流フェスタ』」をテーマに、京都の元気を感じられる催しとして開催されています。一昨年は、京都土地家屋調査士会としてブースを設け、子

ども向けの【距離当てゲームコーナー】、大人向けの【測量体験コーナー】、【無料相談会】の3企画を出展。当日は、少し肌寒くあいにくのお天気ではありましたが、ふたを開ければ、1万2千人(主催者発表値)にのぼる来場者数を記録し、大変な賑わいを見せました。しかし昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、府立植物園での開催ではなく、オンラインでの出展となりました。今年度は従来型とオンライン型を併用する形にて開催される予定です。

市民と土地家屋調査士とのふれあいを通じた広報活動として老若男女問わず多くのお客様との質の高



大人向けの【測量体験コーナー】、【無料相談会】

いコミュニケーションができ、土地家屋調査士として、「人のつながりを大切にしたい豊かな地域社会を作りたい」ということが感じられるイベントだと思います。

<京都市への3Dスキャナ対応パソコン及びVRゴーグルその他の寄贈>

明治27年6月に京都市会(市議会)は、現在の京都市庁舎の場所に議事堂を建設することを決め、明治28年3月に完成しました。その後、議事堂は改築され、昭和2年4月に完成し、令和元年7月の特別市会まで使用されていました。令和元年8月から議場の改修工事が実施される前に歴史ある議場の3Dデータを当会が作成し、その3Dデータを「京都市会親子ふれあい議場見学会」にて閲覧できるよう、3Dスキャナ対応パソコン及びVRゴーグルを京都市へ寄贈しました。

令和2年10月30日(金)午前11時30分から受納式が行われ、その後、約10分程度、市長、議長及び池谷会長を中心とした会談が行われました。

メディアとしましては、KBS京都、京都新聞、毎日新聞、建設タイムズその他、当日、KBS京都にて受納式の模様が放映されました。さらに、3D

データの公開は、令和2年11月8日(日)に開催されました「京都市会親子ふれあい議場見学会」にて実施されました。当日は午前・午後に分かれ、多数の親子さんにご参加いただきました。

<京都市会親子ふれあい議場見学会>



2020年10月30日(金)
京都市への3Dスキャナ対応パソコン及び
VRゴーグルその他の受納式



土地家屋調査士新人研修修了者

令和3年度土地家屋調査士新人研修(6月)の修了者は次のとおりです(順不同・敬称略)。

関東ブロック協議会(76名)

東京会(32名)

山口 典久	萩原 和弥	影山 昭
大竹 圭七	成住 郁雄	茂木 健二
雉本 林市	伊藤 晃	田端伸二郎
伊藤 孝浩	上野 佑介	比留間直幸
竹内 学	田野上賢二	木村 幸平
中里 優	津川 雄己	長谷川 亮
松野 晃斗	阿部 有菜	長谷川隆之
清水 実	窪内 大将	杉田 優人
池田 直樹	吉川 博美	和田 祐二
武田 徹	長谷川孝志	山中 学
平沢 篤士	益子 陽介	

神奈川会(14名)

小本 雄大	京極 翔太	山城 健二
大王 拓郎	尼子 伸一	川久保直裕
岩井 佑介	稲木 孝介	柳下 文平
黒石 直人	森 祐太	土屋 勝喬
木原 工	浅場 義彦	

埼玉会(11名)

横山 正志	渡邊 元	宮澤 一晃
亀山 敦史	嶋村 純季	長谷川克仁
常山 泰央	齋藤 祐也	茂呂 和慶
中村 寛臣	神宮 太	

千葉会(9名)

三森 知也	佐藤 浩司	佐藤 壽将
泉井 浩二	柳葉 雅希	豊泉孝一郎
近西 亮哉	石井 康夫	根津 徹也

茨城会(2名)

鈴木 徳子	加藤 学
-------	------

群馬会(2名)

柳 正裕	茂木 義則
------	-------

静岡会(2名)

前田 陽俊	大桑 利太
-------	-------

山梨会(2名)

山下 和之	大石 裕
-------	------

長野会(1名)

池田 愛弓

新潟会(1名)

佐藤 智彦

近畿ブロック協議会(28名)

大阪会(14名)

梅垣 和也	加来 善輝	小西 修平
八木 崇允	片岡 美穂	坪内 隼斗
松尾 弘文	堀 宏行	砂田 武義
丸山 裕光	武井 康	柄川 元
岡田真太郎	谷川 晃一	

京都会(3名)

藤尾 学	伊丹 良平	永井 雄亮
------	-------	-------

兵庫会(9名)

吉谷 篤郎	菰田 祐介	乗原 一行
船本 佑介	青葉 洋明	大西 貴耶
中川 正人	三輪 恭子	熊橋 慶也

滋賀会(2名)

小川 一博	曾根 康寛
-------	-------

中部ブロック協議会(20名)

愛知会(15名)

若子 昭一 鈴木 一郎
鈴木 直明 平野 浩司
中村奈央子 渡瀬 真輔
塚本 兼之 石崎 洋昭
加藤 和彦 祖父江和瑛

高橋 正成
中島 凌
田中 真治
鳥居隆志郎
伊藤 健一

三重会(1名)

脇 昭博

岐阜会(4名)

森 裕隆
山本 光希

松井 佑介 山本美代子

中国ブロック協議会(1名)

広島会(1名)

岡野 隼也

九州ブロック協議会(3名)

福岡会(2名)

石矢 純 林田 正行

熊本会(1名)

山口 高広

東北ブロック協議会(4名)

宮城会(2名)

阿部 喜大 寺島 和敏

青森会(1名)

石田 和暉

福島会(1名)

赤城 英次

北海道ブロック協議会(2名)

札幌会(1名)

大野 浩史

函館会(1名)

岡田 誠司

四国ブロック協議会(6名)

香川会(5名)

佐々木康弘 水地 明茂 澁川 学
多田 昂史 高橋 佑輝

徳島会(1名)

川村 武久

未来へつなぐ

全国土地家屋調査士政治連盟 副会長 上田 尚彦

この度、全国土地家屋調査士政治連盟定時大会におきまして、前期の副幹事長に引き続き副会長に就任させていただくことになりました上田尚彦と申します。よろしくお願いいたします。

会員の皆様には日頃から政治連盟の諸活動にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。特に昨年10月に東京国際フォーラムで開催されました「土地家屋調査士制度制定70周年記念(政治連盟20周年記念)シンポジウム」におきましては、全国の国会議員、地方議員の皆様をご招待させていただき、多数のご参加をいただきました。ひとえに、会員の皆様の日頃の活動と政治連盟へのご協力の賜物だと心より感謝申し上げます。このシンポジウムの成功に向けて5回にわたり衆参議員会館を回り、土地家屋調査士制度を推進してくださる議員連盟所属の国会議員の皆様にご案内とお礼訪問をさせていただきました。運良く国会議員ご本人にお会いできた際には、国土強靱化と土地家屋調査士制度の関わりや、土地家屋調査士の「現場力」の凄さについて説明させていただきました。シンポジウムの内容とともに土地家屋調査士への更なるご理解を頂戴できたと思います。また、多くの国会議員ご本人から「土地家屋調査士の〇〇先生とこの前勉強会をしたよ。」等々各地の会員の皆様の名前がたくさん挙がりました。全国の土地家屋調査士の仲間のご努力も肌で感じることができました。

土地家屋調査士の環境はこの二年で大きく変わりました。①土地家屋調査士法の改正、②国の入札区分に「登記関連業務」が追加、③土地基本法の改正、

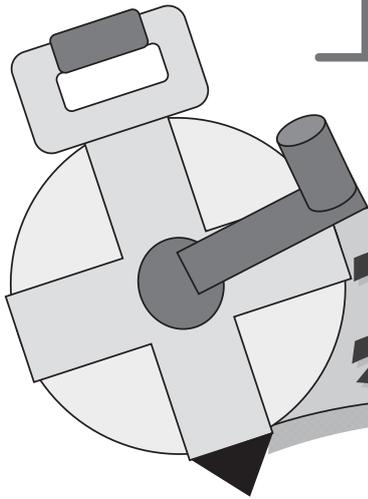
④所有者不明土地関連法令の改正、⑤重要土地等調査規制法案の制定etc.どれも、土地家屋調査士に大きく関わることです。土地家屋調査士の地位向上・知名度向上・業務の拡大にとってチャンスだと思います。全国土地家屋調査士政治連盟(以下「全調政連」という。)の一員として、政策提案等を通じて貢献できるように精進していきたいと思えます。

さて私は、幹部会におきまして制度対策委員会委員長を拝命いたしました。制度対策特別委員会の中に、①狭あい道路(昨期に引き続き)、②法令改正、③入札区分、④固定資産税課税台帳、⑤重要土地調査規制法案その他のPTが設立されました。土地家屋調査士に関わる重要な政策に関しまして、土地家屋調査士を活用することがいかに重要で国民の皆様のために役立つかということ、全調政連として中身の濃い研究と検証を重ね、土地家屋調査士制度を推進してくださる議員連盟の皆様へ、より深くご理解をいただけるようにするためです。先ほど記載しましたこのチャンスの時期に、土地家屋調査士の理解者となる国会議員、汗をたくさんかいていただけた国会議員の方々を一人でも多く増やしたいと切に願って活動いたします。

そして土地家屋調査士制度を未来につないでいき、10年後20年後も土地家屋調査士同士がおいしいお酒を飲みあえるように、また、より多くの皆さんが「土地家屋調査士になりたい。」と思っていただけるようになればと思います。

つたない文章ではございますが、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

土地家屋調査士 賠償責任保険



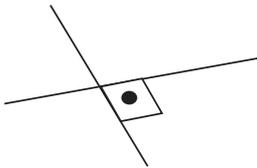
募集中

令和3年4月1日より、「情報漏えい特約」の補償範囲を拡大し「サイバープロテクター特約」に変更しています。
また、保険料も見直し、より加入しやすいオプションになりました。



お支払例①

測量の際、境界標の設置を誤り、誤った面積を登記したために顧客に損害を与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイルスに感染し、顧客の個人情報漏えいしたことによる損害賠償請求を受けた。



お支払例③

測量中、測量機が転倒し、付近にいた子供が怪我をして所有者である調査士が賠償責任を負った。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しないケースでも見舞金の対象となります。
*ただし、事前に保険会社の同意が必要となります。



保険期間：令和3年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B20-102608 使用期限：2022年4月1日

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



7月20日
～8月15日

水道橋にある土地家屋調査士会館の6階の会議室には、初代連合会長・降旗徳弥先生から数えて、15名の歴代連合会長の肖像写真が飾られている。私は、現連合会長として悩ましい事象に遭遇すると、この15名の歴代会長の写真の前で、姿勢を正して相談することになっている。早朝、誰もいない会議室で一人、心静かに写真に語りかけると不思議と落ち着くのである。15名の連合会長は、どの顔も笑顔で私の心の声を聞いてくれている。歴代会長が歩み、築いてこられた道こそが、はるかに困難だったはずなのに笑顔で見守ってくれる。この時間は、私にとって偉大な先人たちの懐の深さに触れるのと同時に、制度の未来に思いを巡らせることのできる真楽な時間である。

7月

21日 衆議院議員盛山正仁君を励ます会 オンライン出席

兵庫県選出の衆議院議員の盛山先生を励ます会がオンライン形式で開催され、リモート出席させていただいた。盛山議員は、国会議員の先生方の中でも、いち早く所有者不明土地問題に警鐘を鳴らす活動をしてこられ、平成31年1月に発刊された先生の著書である「所有者不明土地問題の解決に向けて」の編集に当たっては、私も当時の連合会長として対談記事を掲載いただいた。この日の挨拶でも「所有者不明土地問題」を熱く語られていたのが印象的である。

21日 令和3年度政策・予算要望に関する打合せ
土地家屋調査士制度を応援いただいている各政党の議員連盟に対する政策要望と予算要望に関して、四名の副会長と打合せを行う。例年よりも早めの協議ではあるが、コロナ禍における状況にも配慮した内容を意識したところである。

21日 法務省民事局長離任着任挨拶の対応

小出民事局長が移動されることとなり、新任の金子新局長と共にご挨拶に来所された。任期中、小出局長にお世話になった國吉前連合会長にも私から連絡の上、同席いただき、会長室にて柳澤・鈴木(泰)・鈴木(貴)各副会長も交えて懇談させていただいた。

27日 全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連)・全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(全公連)との打合せ(政策・予算要望について)

21日に第一次案として整理した、政策・予算要望(案)を基に、担当副会長も同席の上、全調政連と全公連の役員の方々と意見交換会を持った。私からの挨拶として、両組織とは、これまでも連携の上、活動してきたが、更に一歩進めて、住民目線に立った「連動」を念頭にした活動をお願いさせていただいた。

29日 法務省民事局民事第二課長離任着任挨拶の対応

村松民事局民事第二課長も移動されることとなり、新任の藤田新課長と共にご挨拶に来所された。村松課長には、私自身前回の会長在職中にもお世話になった。続いてお世話になった國吉前連合会長にも同席いただき、懇談させていただいた。

30日 日本測量者連盟役員会

FIG(世界測量者連盟)の我が国における対応団体であるJFS(日本測量者連盟)の役員会に出席するため、文京区の春日に向かう。私自身、5年ほど前にクライストチャーチにて開催されたFIGのワーキングウィークに参加した経験もあり、旧知の方から久方ぶりのご挨拶をいただいた。異国の地での研究会に参加したことがきっかけによる、人の縁とは本当に有り難く感謝である。ただ、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、本年6月(オランダ)のFIG会議もリモート開催だったと伺った。

30日 大阪土地家屋調査士会 令和3年度 本・支部役員研修会における講演(Zoomウェビナーを利用したオンライン研修)

大阪会では、役員改選の年に、土地家屋調査士会・支部役員、委員を対象に研修会を企画している。今回はリモートでの参加であったが、連合会長として、大阪会のリーダーの皆さんとお話をする機会を準備いただいた。連合会は、土地家屋調査士会や支部の会員を。土地家屋調査士会は支部や会員を。支部は

会員を。それぞれ下から支え合う意識で、共に発展を目指すことをお願いさせていただいた。

8月

2日 第5回常任理事会(電子会議)

8月に入って、コロナ禍は収まるどころか、更に勢いを増してきた。今回もリモートを活用しての常任理事会を招集。先月開催した各部会と引継会を経て、各部が確認しておくべき案件と情報共有すべき事項を整理することを主眼においた協議を行った。

5日 全国土地家屋調査士政治連盟(全調政連) 第3回幹部会

全調政連の幹部会も多くの参加者が、リモートによる出席だった。ご挨拶の後、主に所有者不明土地問題や政局等について意見交換をさせていただいた。

12日 第3回研修部会(電子会議)

研修部会にリモートにて出席。新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、本年10月に予定していた新人研修会の開催に関して、連合会長としての考えを伝え、対応を指示させていただいた。

【重要】令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修 延期のお知らせ

日本土地家屋調査士会連合会

標記新人研修については、令和3年10月6日から3日間の日程で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、同感染症の感染拡大を防止する観点から、同研修の日程を下記のとおり延期することとしました。

詳細につきましては、決定次第、所属の土地家屋調査士会を通じて改めてお知らせいたします。
ご迷惑をお掛けしますが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

記

延期後の日程 令和4年2月14日(月)～16日(水)

7月**19日**

第3回財務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 予算執行の適正管理について
- 2 中長期的な財政計画の検討について
- 3 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 4 親睦事業の検討及び実施について
- 5 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援について
- 6 国民年金基金への加入の促進について
- 7 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 8 事務引継書「第3 懸案、留意事項等」への対応について
- 9 資金運用について
- 10 令和3年度の財務部会等について
- 11 会長指示への対応について

第2回特別研修運営委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度特別研修運営委員会事業計画に基づく執行計画について
- 2 第16回土地家屋調査士特別研修について
- 3 第17回土地家屋調査士特別研修について
- 4 第15回受講者からの照会について

8月**2日**

第5回常任理事会(電子会議)

<審議事項>

- 1 令和4年春の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 制度対策本部員及び各種委員会等の委員等の選任について
- 3 eラーニングコンテンツ制作に係る業者との業務委託契約の更新について
- 4 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士懲戒処分事例集(平成30年4月1日～令和3年3月31日)の作成費用について

- 3 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応における進め方等について
- 4 エドモント倶楽部について
- 5 「土地家屋調査士業務取扱要領」(冊子)の追加送付について
- 6 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修の実施について
- 7 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会について
- 8 令和3年度第1回全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 9 令和3年度第1回全国会長会議の運営等について

4日

第2回社会事業部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地図作成作業における境界標設置について
- 2 令和3年度社会事業部の事業執行について
- 3 次回社会事業部会の開催日程について

5日、6日

土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設に関する検討PT(電子会議)

- 1 土地家屋調査士総合研究所(仮称)創設について

6日

第2回研究所会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度の研究所研究テーマ及び概要について
- 2 令和3年度の研究所研究員選任について

12日

第3回研修部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修について
- 2 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたオンライン研修会について

新体制による令和3年度事業のスタート

令和3年6月2日に開催された定時総会を経て、新体制による令和3年度の実業がスタートしました。今回はこの紙面をお借りして、会長及び副会長からの就任挨拶、意気込みなどを語っていただきました。

会長 榊原 典夫

平素は、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の活動につきまして多大なるご理解と、ご支援をいただいておりますことに、この稿をお借りしましてお礼申し上げます。



今般、先の全公連定時総会の役員改選において、全国各ブロック協議会のご推薦を戴き3期目の会長職を拝命いたしました。ご支援いただきました皆様に、改めて感謝と御礼を申し上げます。

全公連の会務運営に当たっては、業務研究や新規事業の検討などの加盟協会への情報発信、さらに中央官公庁や関係団体への要望活動などを、理事役員が自ら考え行動することで、業界団体の評議会的な全公連会務運営の改善に取り組んでまいりました。

その結果は、昨年の土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウムが、コロナ禍の中でも日調連・全調政連・全公連の共催により盛会裏に開催できたことではないかと思えます。担当された日調連・全調政連・全公連役員、さらには参加された多くの全公連加盟協会役員に改めて感謝と御礼を申し上げます。

土地家屋調査士制度の将来においては、一般事件の減少から公共嘱託登記業務の安定的受託は欠かさない課題となっています。一方、大規模災害時における社会インフラの復旧・復興は、日々の防災・減災を念頭に、国土強化施策を計画的に実行することが急務であるといわれています。

そこで全公連では、これらの社会問題にも大きく貢献できる事業として、災害時復興支援事業と狭あい道路解消登記処理業務、官民境界確認補助業務、

未登記処理業務、里道水路の地方分権譲与後の土地表題登記業務等の啓発を行っております。

また、不動産登記法第14条第1項地図作成作業、国土調査法第19条第2項・第19条第5項による地図整備事業の分析・研究と発注官公署に対する改善提案及び事業への参画の推進も行っております。

このような事業推進を図ることにより、全国協会に対して受託者としての業務処理方法の現状分析と改善点を提案し、組織改革や新しい技術等の導入を実践することで、協会と発注者との信頼関係の構築につなげてまいりたいと考えています。

全公連では、今後とも業界団体の一員として、全国協会の事業活動が活発に推進できるように、社会が求める事業の提案と法整備に向けた検討や陳情等を行い、全国協会が多くの官公署から選択され、公益目的事業の拡大を図ることが社会貢献につながるということを実証できるよう活動を行ってまいりたいと考えています。

全公連とその加盟協会は、コロナ禍における社会の変革と共存しつつ、常に備え、常に挑戦できる組織で在り続けるために努力してまいります。全公連への変らぬご支援とご協力をお願いし、全公連会長就任挨拶と御礼に代えさせていただきます。

副会長 望月 繁和

総務・経理・広報・公益・災害担当副会長の望月です。現在のコロナ禍において、色々経験させていただいた1年でしたが、令和3年度も状況の好転は見込めないことが想定されます。そのような状況下でも事業を停滞させず、積極的に活動するため、私の担当する本年度の事業計画として以下の5つがあります。



1. 全公連組織及び運営に関する検討
2. 協会の充実発展に資する環境整備と協会が行う事業に関する研究
3. 広報活動の充実
4. 公益法人の運営に関するサポート
5. 災害支援時協定に基づく研究と対応

昨年度は、全公連法第14条第1項地図作成作業一筆地調査・工程管理支援ソフトを立ち上げ、運用を始めてきています。本年度は、特に協会を取り巻く環境の整備の一つとして、デジタル化社会に対応するためのWebGISの運用に向け、行政と共に官民協働ができるシステムの構築の準備をしています。また、災害発生時の復興・復旧が迅速に対応できるよう、加盟協会と災害協定を締結していただいている企業の皆様とMicrosoft Teamsを用いた訓練を行い、有事に備えたいと思います。

全国加盟協会が多くの官公署から選択され、公益目的事業を通し社会貢献につなげられる事業の紹介ができるよう活動を行ってまいりたいと考えております。

副会長 堀 次夫

第36回総会とこれに続く理事会において引き続き副会長に選任いただきましたこと御礼を申し上げます。担当部門は昨年度と同じく、公共嘱託登記制度と公益事業推進に向けた官公署に対する啓発を重点的の事業とし、公共調達手法の適正な運用にかかる研究と提言を中心に、ご協力いただく会員皆様のほか外部専門家、学識経験者のご意見を得ながら提案書、啓発書の作成を行い、これを基に啓発活動を行います。



副会長 花本 政秋

全公連副会長として二期目となりました、昨年度は、新型コロナで始まり、新型コロナで終わる一年でした。業務・研修の担当としては満足した活動ができず残念でした。

各協会の色々な情報を収集し、発信するのみでしたが、



今後の業務推進の指針になったものと思います。

今年度は、重点的の事業を中心とした内容で、全国のプロックに二か年で出前研修会を開催する予定です。内容については今からしっかり検討していきませんが、全国の協会の要望に沿ったもの、また、タイムリーな内容にしたいと考えます。研修担当としてその責務を果たしていきたいと思います。早く新型コロナが収束し、東京で安心して皆さんが集まれることを祈っています。

副会長 伊藤 秀樹

この度、副会長を拝命いたしました業務担当の伊藤です。昨年まで務めた愛知協会の理事長としての経験を生かし、榊原会長が掲げる選択される協会を目指し活動したいと思います。そのためには、全国の各協会が組織の充実と業務の充実・拡大を推進することが重要であると考えます。特に減災の観点から狭い道路の解消や未登記処理の解消を始め、官民境界確認補助業務、分権譲与後の土地表題登記など、復元可能な地図を作成することにより迅速な社会資本整備の実現を後押しできる業務を推進したいと思います。最後に連絡協議会としての自覚を持って榊原会長を補佐してまいりますのでよろしくお願いいたします。



会議経過

- | | |
|-------|---|
| 6月2日 | 第36回定時総会及び第1回研修会
(ホテルメトロポリタンエドモントからのweb配信) |
| 7月12日 | 第4回理事会 |
| 7月27日 | 三団体打合せ |
| 7月28日 | 第3回正副会長会議 |

国民年金基金への思い

広島会 瀬戸 和夫

広島会の瀬戸和夫と申します。私は、昭和23年生まれの所謂「団塊世代」です。昭和48年にご縁があって「土地家屋調査士 大田進事務所」に入所しました。初めて土地家屋調査士という仕事がある事を其の時に知り、補助者として業務に携わってまいりました。

昭和60年に土地家屋調査士に登録をして以来、36年間業務に携わってきております。高校卒業後の5年間は会社勤めをしていましたので、厚生年金に加入していましたが、その後は国民年金への加入となりました。

土地家屋調査士事務所開業(当時37歳)当初でも、年金制度にはいろいろと不安な話はありましたが、なかなか個人での資産運用はできないと思い、少々心配になっておりました。

なかなか売り上げは伸びず、将来の「ゆとり」より今現在を「生きる」ことのほうを最優先として、業務の執行に励み、年金のことを考える余裕は無くなっておりました。

開業して数年すると、嬉しいことに売り上げが伸びてきました。そんな中、平成3年に国民年金基金制度が創設されるとのことで、「節税対策になりますよ」という「うたい文句」に流されて早速に加入を決めました。

制度の内容をお聞きし、終身年金と65歳から10年間だけ支給される確定年金があるとのことで、加入当時は自分なりの年金生活の「プラン」を立てて加入しました。65歳で引退をして、まだまだ体力にゆとりがあるうちに好きなことをして「ゆったり」とした年金生活を夢見て、終身年金と確定年金の両方を選択し加入しましたが、なかなか思うようにはいかないのが現実であります。

土地家屋調査士も自営業でありますので、売り上げは各年度によって上下し、掛金の支払いに厳しい時もありましたが、減額したりしてなんとか払い込みを完了しました。

長年事務所運営をしてまいりましたが、現在これ



まで経験したことのない「コロナ禍」の影響で、事務所運営には厳しい時代となっており、将来このような不測の事態が生じる可能性はこれから先も必ずあると思っております。

国民年金基金に加入した動機は、少々不純ではあったかも知れませんが、あの時加入しておいて良かったと、今では年金の支給のおかげで売り上げが減少しても、不安無く生活を送らせていただいております。

特に若い会員の皆様は、「一生元気で働ける」、「自営業には定年は無い」と思っておられることと存じます。私も若い頃は将来体力が落ちて業務の執行ができなくなり、売り上げが減少する様なことなど一切考えもしておりませんでした。が、確実に老いてくるといふ現実には直面しております。

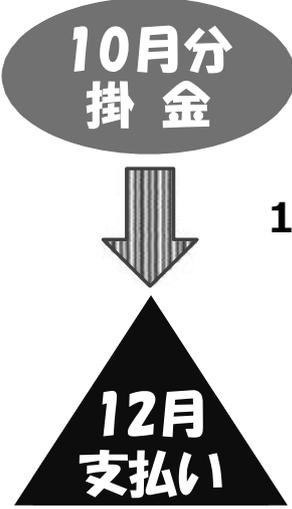
若い会員の皆様も将来ゆとりのある安堵できる生活、今現在の節税対策にもなりますし、早い段階で考慮されるのが得策ではないかと私は確信しておりますので、国民年金基金への加入を推奨いたしたく思います。

私自身、今から思えば、元気なときにはもっともっとバリバリと活動し、目いっぱい掛金を払って税金対策をするぐらいの働きをしておけば、今よりもずっと楽しみのある年金生活ができていたかなと思っております。

最後にもう一点心残りは、愛妻にも加入させておけば良かったかなと悔やんでおります。



せっかく掛金を払うなら、全額控除でおトクに確定申告を！



確定申告で所得控除に使える国民年金基金の掛金は、
12月までにお支払い済みの金額です。

掛金は2ヶ月遅れて引き落としになるため、
10月に加入すると、掛金のお支払いは**12月**になります。

その場合、今年の確定申告で所得控除の対象となるのは
10月の1ヶ月分のみになりますが、**来年の3月分までを一括でお支払い**いただき、10~3月までの**6ヶ月分**を
今年の所得控除にご利用いただくことも可能です。

キャンペーン中

今年の締め切りは10月15日です！

9/1~10/15 ご加入の方にクオカード3,000円プレゼント

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部 TEL:03-6804-1128
平日(9:00~17:00)

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和3年7月1日付

埼玉 2743	伊藤 健児
静岡 1841	小林 洋一
長野 2619	中原 隆弘
京都 928	横井 明美
兵庫 2546	小林祐太郎
兵庫 2547	橋 幹治郎
兵庫 2548	玉田 智彦
滋賀 465	阪田 康樹
愛知 3064	加藤美和子
三重 916	中川 雄介
広島 1922	安部 俊輔
山形 1247	中川 勝昭
札幌 1226	吉川 貴行
徳島 523	尾崎 茂樹

令和3年7月12日付

千葉 2239	松本 洋人
栃木 950	中里 正
大阪 3404	藤井 洋
愛知 3065	腰嶋 正誉
宮城 1064	吉田 充
釧路 356	川野 滋生

令和3年7月20日付

東京 8216	尾上 友一
東京 8217	谷道 紗奈
東京 8218	森 陽樹
千葉 2240	菊入 賢司
大阪 3405	天野 雅之

登録取消し者

令和3年5月5日付

大分 657	加藤 明
--------	------

令和3年5月7日付

東京 8197	横溝 邦晃
---------	-------

令和3年5月28日付

神奈川 1695	下村 陸夫
----------	-------

令和3年6月4日付

千葉 1055	岡庭 幸夫
---------	-------

令和3年6月9日付

福島 1340	能嶋 秀幸
---------	-------

令和3年6月10日付

千葉 1946	塙 誉志和
---------	-------

令和3年7月1日付

神奈川 2000	宮島うめ子
大阪 1188	落合庄三郎
大阪 1611	八杉 徹

令和3年7月12日付

東京 6477	福満 昭人
神奈川 1693	畑 英夫
茨城 845	阿部 修一
静岡 792	古谷 輔範
新潟 1983	城丸 光夫
大阪 1195	市原 一勲
大阪 1673	西村 憲夫
福井 202	田中 洋子

広島 1480	住本 隆
大分 526	深江 孝雄
大分 660	時枝豊太郎
熊本 881	齊田 稔
宮崎 809	高岡 宏文
宮城 888	尾形 淳

令和3年7月20日付

埼玉 968	荻原 守利
大阪 2028	高見 賢
兵庫 1893	高田 寿宏
山口 906	宮田 武子
熊本 1226	渡辺 勝志
沖縄 421	宮良 師英

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和3年7月1日付

長崎 810	中尾 俊郎
宮城 1044	武田 英伸
宮城 1036	泉 裕一

令和3年7月12日付

千葉 2239	松本 洋人
---------	-------



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
 地図印刷！

地図上で事件簿
 管理ができます！

SIMA図示や
 多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

新作のご紹介 より便利に使うための動画をご用意しました

① 基本編

調査情報の登録・保管・共有や机上での事前確認ができるだけでなく、業界全体での課題解決や次世代への業務継承につなげることができます。

基本的な地図の利用方法を紹介します。

全国の住宅地図やゼンリン整備地区のブルーマップ、用途地域の閲覧や選択した地点の距離、面積の計測を行えます。さらにSIMAデータの取り込みや表示、印刷等、調査士の業務で必要な地図関連機能が一つにまとまっています。

② 利活用編

地図上に事件データを登録していくことで、地図ベースで自身の扱った情報を蓄積していくことができます。

具体的にオススメの利用方法を紹介します。

事件情報を登録していくことで、自身の財産である事件情報を蓄積し、土地家屋調査士としての価値向上に役立てられます。

「調査士が登録した事件簿を閲覧することが可能になります」

こちらで公開中▶

調査士カルテ Map

アドレス▶ <https://www.zenrin.co.jp/go/ch21/kh>



詳細・お申し込みは、
 日本土地家屋調査士会連合会
 WEBサイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック



【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp



「ちちろ虫」

深谷 健吾

民宿に静けさ戻りちちろ虫
背なの子の力も借りて、鱒引く
子育てを終へての暮らし昼の虫
爽やかに反対意見述べにけり

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田

操

咲かせてより音はあとから遠花火
来し道を語り合ひたる夕端居
碑に校歌刻みて閉校苔の花
梅雨寒や店を閉ざすと云ふ話

茨城 中原ひそむ

操

神のみが知る我が余命天の川
阿武隈の連峰彼方に雲の峰
桶かかへ胸の豊かな鮑海女
太鼓の音ときに途切れて流れ星

山形 柏屋

敏秋

峠より見ゆる祭の村二つ
索麵を流して義母の誕生日
境界杭設置終れば蟬しぐれ
深閑や風鈴の音の座禅堂

岐阜 堀越

貞有

始末書は雛型通り秋暑し
手のひらで撫でるがごとく墓洗ふ
マネキンに人工呼吸防災日
船頭のガイド好調木曾の秋

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

来し道を語り合ひたる夕端居

「夕端居」とは、夏の季語「端居」の傍題。夏の夕方、室内の暑さを避けて、縁先その他端近に腰かけて涼を求めることをいう。涼むことと同じとも考えられるが、端居には涼味を求めながら庭の草木を眺めたり、もの思いにふける感じが入りこんでいるとしてよい。夕端居・縁端居などという使い方もある。今では、クーラーの熱風により端居どころではない。「端居」の言葉自体、半死半生語のごとく耳にしなくなり、絶滅しかけているような言葉に。提句は向こう三軒両隣の二人でお互いの人生の来し方を語り合いながらの涼。夕端居の情景を描写した見事な人事句である。

中原ひそむ

太鼓の音ときに途切れて流れ星

「流れ星」とは、秋の季語「流星」の傍題。夜空に急に現れ、一瞬に通過して消える光体である。星というが、星ではなく惑星間の空間に運動している粒子が地球の大気内に飛びこんで空気との摩擦によって発光するものである。多くは燃えきってしまうが、燃え残って地上に到達するものもあり隕石という。天体現象ではあるが、夜空を仰いでいるときたま見られる。多い時期は八月中頃である。提句は、夏祭の太鼓の音が途切れ、夜空を見上げると流れ星が。偶然の一致か。太鼓の音と流れ星の取り合わせの妙により吉兆の

予感を眼目に詠んだ素晴らしい一句である。

柏屋 敏秋

深閑や風鈴の音の座禅堂

「風鈴」とは、夏の季語。釣鐘型・壺型の小さなもので、金属・ガラス・陶製がある。内部に舌があり、その舌に短冊など下げて風の動きで音が出る仕組みになっている。軒先・窓辺に吊られて美しい、涼しい音色で楽しませてくれる。材質で音色が違うが、一般的に金属製が最も高音で、遠くからもよく響く。音色一つで夏の涼感を味わうことは、日本人の季節感に対する心の働きによるものである。「深閑」とは、物音が聞こえず、ひっそりと静まりかえっているさま。提句は、「風鈴」と「座禅」との意外性のある取り合わせの着目が妙。深閑とした座禅堂の座禅と風鈴の音の涼感といい日本人の心を詠んだ素晴らしい一句である。

堀越 貞有

手のひらで撫でるがごとく墓洗ふ

「墓洗ふ」とは、秋の季語「墓参り」の傍題。春や秋のお彼岸や故人の命日にも墓にもお参りするが、単に墓参りというときは、盆の墓参りをいう。盆の近くに墓の掃除をし、苔を掃き、水を打ち、供物を供え、香煙を立てる。あらかじめ墓掃除をしておいて、盆の期間中に墓参りするのが正式である。提句の眼目は、中七の「撫でるがごとく」である。作者は先祖を敬う心持が強い人か。墓を洗うのに手のひらで撫でてとは。見事な心象句である。

日調連ウェブサイト更新情報

日調連ウェブサイトを随時更新しています！！
詳しい内容は、当ウェブサイトをご覧ください。



広報キャラクター「地識くん」

土地家屋調査士PRポスターデザインコンテスト

土地家屋調査士PRポスターデザインコンテストについて

7月31日の「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動の一つとして学生を対象とした「土地家屋調査士PRポスターデザインコンテスト」を開催しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/pr-poster2021/>

出版物のご紹介

会報「土地家屋調査士」について

8月号を掲載しています。

URL <https://www.chosashi.or.jp/activities/publications/newsletter/>

土地家屋調査士の日

7月31日は、「土地家屋調査士の日」です。

日本土地家屋調査士会連合会の概要をご覧ください。

URL <https://www.chosashi.or.jp/association/about/summary/>

会員の広場

— 会員の方へのお知らせ —

会員専用ページに更新情報がありますのでご確認ください。

URL <https://www.chosashi.or.jp/members/>

～ IDをお持ちでない方 「新規ユーザー登録」からID申請について ～

※ID申請後、3日(土日祝日及び年末年始を除く)たってもIDがメールで届かない場合、その旨を連合会へお知らせください。

※「会員の広場」は、2011年5月に登録方法が変わりました。

2011年5月以前に登録されたID・パスワードはご利用にはなれませんので、改めて登録をお願いします。

【新しい発想】

全国では新型コロナウイルス感染症拡大の中、批判的な声もたくさんあることかと思いますが、東京ではオリンピックが開幕され連日熱戦が繰り広げられました。

個人的な意見になりますが、東京にオリンピックが招致されることが決定されてから、この日を目指して努力してきた選手の皆さんや建設から運営に携わってきた方々の苦労などを考えると、とても中止といった選択はできないだろうと思いました。

無観客での競技開催を余儀なくされた東京オリンピックですが、日本選手の活躍が続き、やはり自国での開催は選手にとって特別な思いがあったと感じられます。柔道男子においては全7階級のうち5階級が金メダルに輝きました。これには、柔道男子日本代表の井上康生監督の新しい指導方法、今までの練習方法を見直し、科学的なトレーニングや技術面

の強化が大きかったと聞いています。

会報誌では8月号から「事務所運営に必要な知識」で「地籍DXと宇宙システムの利用」といった先進技術の内容が全3回で紹介されています。今更？といわれてしまうかもしれませんが、私の事務所でもGNSS受信機を導入し、機械を設置し数秒待つだけで世界測地系の座標が取得できるようになりました。技術的な面では日々進化しており、ひょっとするとスマートフォンをかざすだけで境界が分かってしまうような時代が来るかもしれません。まさか土地家屋調査士の仕事が…とならないように研鑽してまいりましょう。今までの古い考えだけにとらわれず、新しい考えを取り入れていくことも大切だと感じました。

本号から新広報部による会報誌の編集作業が始まりました。皆様、どうぞよろしくお願いたします。

広報部次長 久保智則(長野会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



ちしき
広報キャラクター「地識くん」